

2015年9月10日

## 労働者派遣法改正法案の可決に対する談話

ものづくり産業労働組合JAM  
書記長 河野 哲也

9月8日の参議院厚生労働委員会において、労働者派遣法改正法案が可決され、9日には参議院本会議にて可決。11日には衆議院本会議で再可決され、成立する見通しである。同法案は派遣労働者が抱える雇用の不安定さや低賃金など処遇を改善するものではなく、企業経営に偏った法案改悪と言える。民主党をはじめとする野党議員など多くの議員が法案の欠陥を追及している中で、一方的に質疑が打ち切られ、採決が行われたことに対して憤りを禁じえない。

今回の改正案は、派遣で働く労働者にとってメリットがないどころか、派遣労働者を3年毎に入れ替えたり、所属部署を変えれば、同じ企業で無期限に使い続けられるなど、不安定かつ低賃金で働き続けなければならない。政府は同法案を「正社員への道を開く」ものと説明を繰り返してきたが、①雇用安定措置②教育訓練の内容などが派遣元事業主の判断に委ねられており、直接雇用などの実効性に乏しいことや、派遣労働者が派遣期間制限違反の下で働いていても「労働契約申込みみなし制度」は適用されないことなどが、次々と国会審議で明らかとなった。また、過半数労働組合などが反対しても派遣の継続が可能であり、「派遣は臨時的・一時的就労」の原則を全く無視しており、均等処遇はおろか均衡処遇すら実効性のある措置が事業者に義務付けられていない。企業のための規制緩和が目的であり、労働者保護と相反する欠陥法案である。

同法案は、企業にとって「安くて使い勝手のよい」派遣労働を一層拡大させようとするものであるが、政府はあたかも派遣労働者のための法改正であると、強引に議論を進めた。審議期間中に新聞社などが行ったアンケート調査でも、約7割に上る派遣労働者が法改正案に反対していることや、法案の欠陥について、津田やたろう参議院議員が安倍首相に対しても質問を行い、派遣労働者の声を直接届けたにも関わらず、自公政権はこうした労働者の声に真摯に耳を傾けることなく、数の力で採決を行った。

参議院厚生労働委員会では、津田やたろう参議院議員が野党委員の先頭に立って粘り強い審議を展開した結果、39項目におよぶ附帯決議が可決された。今後は、附帯決議をふまえて労働政策審議会（労働力需給制度部会）において、政省令などの改正議論が進むが、派遣労働者が不利益を被らないよう、十分な周知期間も必要である。

JAMは、今後も継続して「津田やたろう参議院議員」と「藤川しんいち候補」とともに、派遣労働者をはじめとする全ての労働者の雇用の安定と労働条件向上にむけた取り組みを進めていく。

以上